

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

嘉島町は、政令指定都市である熊本市の南東に隣接し、都市近郊でありながら清らかで豊富な水資源に恵まれ、田園の広がる土地である。国勢調査で見る本町総人口は、平成27年の9,054人から令和2年の9,547人と増加傾向にあるが、本町人口ビジョンでは、少子高齢化により生産年齢は平成27年の58.1%から令和42年には51.5%に低下すると予想されている。

令和2年国勢調査における本町就業者の構造をみると、第3次産業の比率が約7割を占めており、なかでも卸売業、小売業等が高い比率となっている。

本町は、基幹道路である国道266号線、国道445号線が町のほぼ中央を南北に縦断しており、また町中心部から5分程の位置に九州縦貫自動車道御船ICがあるなど、交通アクセスの利便性に富み、また平成の水百選である六嘉湧水群・浮島を擁し、豊富な水資源に恵まれるなどの優れた立地条件のもと、以前から立地している工業団地や卸売団地に加え、平成15年には大手ビール工場、17年には大型ショッピングセンターが進出するなど、農業、商工業と自然環境それぞれがバランスの取れた町となりつつある。

近年は、芝原地区計画区域や下仲間・上仲間地区計画区域、嘉島東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の開発など、人口流入、中小企業進出等は増加しているが、その一方で、交通アクセスの利便性の良さから、近隣市町村企業への就業者も多く、町内の事業所では深刻な人手不足や少子高齢化、また働き方改革への対応などの課題に直面しており、町内産業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況である。

このような中、本町では、雇用・就業マッチング支援事業を行い、人手不足解消に向けた独自の取組みを行っているが、引き続き中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築し、後継者が引き継ぎたいと思えるような取組みを支援していくことが重要である。

#### (2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町は県内でも設備投資が活発な自治体の一つとなり、更なる地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業等と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本町の産業は、市街化区域及び市街化調整区域と、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業等と多岐にわたり、多様な業種が嘉島町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間（令和7年6月29日～令和9年6月28日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

②健全な地域経済の発展に配慮雇用の安定に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。